

職員の懲戒処分公表

地方公務員法第 29 条による懲戒処分を行いましたので、「飯山市職員の懲戒処分等に関する指針」に基づき、次のとおり公表します。

令和 2 年度懲戒処分

令和 2 年 9 月 1 日付

所属部等名	職位	年齢	性別	処分内容	処分年月日
民生部	主査	43 歳	女性	戒告	令和 2 年 9 月 1 日

事故の概要

<私用車運転中における交通事故>

令和 2 年 6 月 18 日（木）午前 8 時ごろ、自宅前から幹線道路に右折で発進しようとしたところ、左右確認、一時停止を怠り、歩道を直進してきた自転車と接触し転倒させ負傷させてしまった。